対象

費用の負担 の世帯につき1回限りに住所を有する世帯 の世帯につき

明 さん

(徳山区)

が選出され

上限は、1 家具などの固定に必要な器具の取付 作業に要する経費 箇所あたり5千円及び

②転倒防止に使用する器具の購入費は 対象世帯に負担してい 世帯あたり5台となります。 ただきます。

りまとめていただきます。として地区の様々な活動をと

して、

また行政との橋渡.

今年度の地域の舵取り役と

定を受けてからの実施になり 事前に「川切申請の流れ 器具取付サ ^ービス申請書」を提出し、決根本町家庭内家具等転倒防

氏名(敬称略) 区名 区名 氏名(敬称略) 接岨 旭 道明 坂京 杉山 中澤惠市郎 安竹 賢治 洗富小幡 小田 康利 藤川 森下 洋一 奥泉 (副会長) 坂口 直美 水川 敬吾 大谷 山下 安男 上長尾 太田 沢間 白瀧富士雄 高郷 渡邉 弘敬 桑野山 久保野富士雄 八中 小澤 小澤 利隆 鈴木 道久 梅高 寺馬 森 照信 下長尾 水口敬次郎 千頭西 水畑 洋次 瀬平 川畑 岩男 千頭東 柴田 哲也 久保尾 中村 和孝 鳥居 時彦 久野脇 博司 小長井 (会長) 進 地名 鳥居 上岸 山本 博信 勝山 武彦 下泉 (監事) 前山 和田 辰信 一淑 壱町河内 森下 大村 敏正 田代 (監事) 大橋 功一 奈良間六明

区長に 令 お知らせします 3 う 0

取付

サ

E

つ

内容 地震発:

よる被害

おけ

る家具などの転倒

業に要する

経費を町が負担します

転倒防止

器具 0) 取 家具

な

ど

0

転倒防

江器具

自治防災室 ☎(56)2220

長井区)、 嘱書が交付されました。 会が行われ、 会長には、坂下博司さん(小 本年度第1 副会長には森下洋 34人の区長に委1回目の区長連絡



令和3年度の区長の皆さん

総合食料品店

坂下 政俊

西田藤夫

青部

お弁当、オードブル、寿司、刺身、 BBQ用精肉等 ご注文承ります。

徳山

特典 1,000円単位からOK

特典② いつでもチャージ 金額の5%分をサービス! 特典③ 誕生日の10%割引!

【お友達ポイント実施中!!】

(副会長)

皆さまのご近所に「移動手段がなくて当店にご来店できない」など…お買い物にお困りの 方がいらっしゃいましたら、ぜひご一緒にお連れいただければ助かります。 その際、引率者の方へ茶娘ちゃんカードのお買い物ポイントを5倍進呈させていただきます。



令和3年度からの介護保険についてお知せします

65歳以上の方の介護保険料は、町が3年ごとに見直しを行っています。今回の見直しでは、本町の 介護保険料は据え置きとなりました。

> 令和3年度から 5年度の保険料

平成30~令和2年度	令和3~5年度	
5,600円	5,600円	
67,200円	67,200円	

所得段階別の保険料は以下のようになります。

所得段階	対 象 者	割合	月額保険料	年額保険料
第1段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金 収入額と合計所得金額の合計が80万円以下 の人	基準額 × 0.30	1,680円	20,100円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金 収入額と合計所得金額の合計が80万円を超 え120万円以下の人	基準額 × 0.50	2,800円	33,600円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金 収入額と合計所得金額の合計が120万円を 超える人	基準額 × 0.70	3,920円	47,000円
第4段階	本人が住民税非課税で世帯に住民税課税者がいる人で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額 × 0.90	5,040円	60,400円
第5段階	本人が住民税非課税で世帯に住民税課税者 がいる人で、第4段階以外の人	基準額	5,600円	67,200円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120万円未満の人	基準額 × 1.20	6,720円	80,600円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120万円以上210万円未満の人	基準額 × 1.30	7,280円	87,300円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 210万円以上320万円未満の人	基準額 × 1.50	8,400円	100,800円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 320万円以上の人	基準額 × 1.70	9,520円	114,200円

※第1~3段階の保険料については公費による軽減措置を実施しています。

※月額保険料は年額保険料の12分の1で算出している為、目安になります。実際の納入いただく金額は納入通知書にてお知らせします。

問い合わせ先

川根本町役場 高齢者福祉課 長寿介護室 ☎0547-56-2234 総合支所管理局 窓口業務室 ☎0547-58-7070

毎月1回地元に古くから伝わる民話を「語り」紹介します。是非聞きにきてください。

- 令和3年6月20日(第三日曜日) 1回目11:00~/2回目13:30~
- 開催場所 フォーレなかかわね茶茗舘
- 語 り 手 中原すま子・奥野恵美子・森井勝代

(語り手は都合により変更する場合があります。)

中川根語り部の会「話楽座」(事務局/薗田はる ☎(56)0374)

